

キャンペーン期間 ▶ 2016.10.1～2017.9.30

ジュニアNISA口座開設 プレゼントキャンペーン

三木証券でジュニアNISA口座を開設しよう！

キャンペーン概要

ジュニアNISA口座の
お申込をいただき、開設
手続きが完了された方に



2,000円
現金プレゼント

+



ご紹介者様に^(※1)
(口座代理人または口座管理人)

2,000円
現金プレゼント



※1 ご紹介者様への現金プレゼントは、当社に総合口座を開設されている方に限ります。また、ご紹介者様現金プレゼントのキャンペーン対象は、口座代理人または口座管理人に限定とさせていただきます。

ジュニアNISAのポイント

ポイント 1

0～19歳の日本在住者が利用対象

ポイント 2

年間投資上限枠(非課税枠)は毎年80万円^(※2)

ポイント 3

原則として親権者等が代理で運用

ポイント 4

18歳までは払出しに制限あり^(※3)

ポイント 5

金融機関の変更等は不可



※2 非課税投資総額は最大400万円(80万円×5年間)です。また、未使用分は翌年以後繰越不可となります。

※3 払出しを行った場合は、過去に遡って課税されるとともに、ジュニアNISA口座等は廃止されます。(災害等のやむを得ない場合を除きます)

その他、詳細は裏面の留意事項をご確認ください。

口座開設までの流れ

総合取引口座 開設

ジュニアNISA口座の開設前に、お子様名義の総合取引口座を開設していただきます。
※総合取引口座開設には個人番号(マイナンバー)が必要となります。

ジュニアNISA 口座のお申込

ジュニアNISA口座開設に必要な書類をご提出いただけます。

税務署へ申請

当社より税務署へ、ジュニアNISA口座開設のための申請を行います。

ジュニアNISA 口座開設

税務署での審査が完了しましたら、順次ジュニアNISA口座開設のお手続きを行います。

キャンペーン プレゼント

プレゼントの現金2,000円は、当社のお客様の口座へ、それぞれ入金いたします。

⚠️ ジュニアNISA口座における留意事項

- ジュニアNISAとは日本に居住する未成年者（0歳から19歳）が成人するまでの資産形成を親権者等が代理して運用を行うものです。
- ジュニアNISA口座は1人1口座（1金融機関等）しか開設出来ません。また複数金融機関での開設や金融機関の変更はできません。
- ジュニアNISA口座内の譲渡損失は他の課税口座における譲渡所得及び配当所得等との通算が出来ません。
- ジュニアNISA投資枠（非課税枠）年間80万円が設定され、ジュニアNISA口座で一度売却するとそのジュニアNISA投資枠の再利用は出来ません。
- ジュニアNISA口座において保有する上場株式等の配当等のうち、ジュニアNISA口座を開設する金融機関等経由で交付されないものについては、非課税の適用が受けられません。株式数比例配分方式の手続きが必要になります。
- ジュニアNISA口座の運用管理者（口座管理者）について、口座開設者本人の親権者（法定代理人）、又は親権者（法定代理人）から明確な書面による委任を受けた者、口座開設者本人から二親等以内の者であること。
- ジュニアNISA口座の払出しは口座開設者本人、又は口座開設者本人の親権者（法定代理人）に限り行うことが可能です。当該払出し事実とともに、口座開設者本人の同意が必要になります。
- 払出しを行った資金を口座開設者本人以外の者が費消した場合には、事実関係に基づき贈与税等の課税上の問題が生じることがあります。
- ジュニアNISA口座の資金は、厳に口座開設者本人に帰属する資金に限定されることから親権者（法定代理人）又は口座管理人（出資者）に帰属するものではありません。
- ジュニアNISA口座開設には個人番号の提示及び告知が必要になります。
- 投資信託の分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）は従来から非課税であり、ジュニアNISA口座においては制度上のメリットが享受出来ません。
- 18歳まで（3月31日時点で18歳である年の前年12月31日）の間は、ジュニアNISA口座からの払出しが原則出来ません。払出しを行った場合はジュニアNISA口座等は廃止されます。また、過去に遡って課税されます。ただし、災害等のやむを得ない事由による払出しの場合は課税されません。
- 上記内容は作成日時点のもので、今後金融庁・証券業協会等の方針に則って変更される可能性があります。

お申込・ご相談は下記の営業部店へ

東京 本店 営業部	東京都中央区日本橋1-20-9 03-3278-1121	東京 八王子 支店	東京都八王子市中町4-3 042-660-7711	神奈川 横須賀 支店	神奈川県横須賀市大滝町2-15-1 046-825-3311
東京 本店第二 営業部	東京都中央区日本橋1-20-9 03-3278-1110	千葉 船橋 支店	千葉県船橋市本町6-6-3 047-422-5561	神奈川 三浦 支店	神奈川県三浦市天神町4-21 046-882-2300
東京 首都圏 営業部	東京都中央区日本橋茅場町1-12-2 樋口本店ビル6F 03-5651-6770	神奈川 金沢文庫 支店	神奈川県横浜市谷津町341 045-784-2231	神奈川 平塚 支店	神奈川県平塚市紅谷町16-1 0463-22-2540

⚠️ 当社でお取引にあたっての手数料およびリスクについて

国内株式の売買取引を行う際の最大手数料は5000万円超の約定代金に対して一律235,548円（税込み）が必要となります。（ただし約定代金に応じて手数料は変わります。手数料金額が2,700円に満たない場合は最小手数料として2,700円（税込み）が必要となります。）投資信託をお申込みの際は、各ファンドの契約締結前交付書面や目論見書等をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受け取りいただきリスク等が記載されていますからその内容についてご確認ください。投資信託のお申込み手数料はお申込み口数に応じて手数料率[上限3.24%（税込み）]を約定金額にかけたものです。これは、各ファンドにより異なります。株式・投資信託等の金融商品は、価格の変動などによる損失や元本割れを生じるおそれがあります。投資にあたっては、お客さまご自身でご判断ください。保護預り口座管理料は、0円（無料）です。

- ◇商号等：三木証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第172号
- ◇主な事業：金融商品取引業 ◇加入協会：日本証券業協会
- ◇本店所在地：103-0027 東京都中央区日本橋1-20-9 ◇設立：昭和17年12月
- ◇指定紛争解決機関：特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター



広告審査担当者審査

MIKI 三木証券